

改正

昭和60年10月1日規則第21号
平成元年10月1日規則第6号
平成2年9月3日規則第10号
平成7年3月27日規則第2号
平成8年12月13日規則第13号
平成9年10月1日規則第19号
平成12年9月30日規則第20号
平成13年3月26日規則第11号
平成16年11月5日規則第12号
平成17年3月30日規則第10号
平成20年3月24日規則第2号
平成22年3月19日規則第6号
平成24年3月28日規則第3号

西郷村乳幼児・児童等の医療費の助成に関する規則

(目的)

第1条

この規則は、乳幼児及び児童等（以下「乳幼児・児童等」という。）の医療費の一部をその保護者に助成することにより、その疾病又は負傷の治療を促進し、乳幼児・児童等の保健の向上を図ることを目的とする。

(定義)

第2条

この規則において、「乳幼児」とは就学前の者（出生の日から満6歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者）を、「児童等」とは就学後から満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいう。

2

この規則において、「保護者」とは、親権を行う者及び後見人その他の者で乳幼児・児童等を現に監護している者をいう。

3 この規則において「医療保険各法」とは、次に掲げる法律をいう。

- (1) 健康保険法（大正11年法律第70号）
- (2) 船員保険法（昭和14年法律第73号）
- (3) 日本私立学校振興・共済事業団法（平成9年法律第48号）
- (4) 国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）
- (5) 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）

(6) 地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）

4

この規則において「保険給付」とは、医療保険各法に規定する療養の給付、療養費及び家族療養費の支給をいう。

5

この規則において「一部負担金」とは、医療保険各法の規定により保険給付を受ける者が負担すべき額及び母子保健法（昭和40年法律第141号）等法令の規定により公費負担医療の給付が行われる場合に徴収される費用の額をいう。

6

この規則において「付加給付」とは、保険者が医療保険各法による組合である場合において当該医療保険各法による保険給付に併せて、その規約等をもって当該組合が行う保険給付としてのその他の給付をいう。

7

この規則において「保険医療機関等」とは、医療保険各法において規定する病院、診療所若しくは薬局をいう。

（助成対象者）

第3条

この規則において、医療費の助成の対象となる者（以下「対象者」という。）は、西郷村に住所を有する乳幼児・児童等の保護者とする。ただし、生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定により保護を受けている者を除く。

（助成）

第4条

村長は、対象者が監護している乳幼児・児童等に係る疾病又は負傷の療養（以下「乳幼児・児童等の医療」という。）に関し医療保険各法による保険給付が行われた場合において、一部負担金を支払わなければならないときは、当該一部負担金に相当する額を対象者に助成するものとする。ただし、当該乳幼児・児童等の医療について医療保険各法以外の法令によって当該一部負担金に相当する給付が行われる場合又は付加給付がある場合は、それらの給付に相当する額を一部負担金に相当する額から控除するものとする。

2

前項の一部負担金に医療保険各法の保険者が負担すべき高額療養費がある場合は、一部負担金に相当する額は、次の算式により算定した額とする。

3

乳幼児・児童等について西郷村国民健康保険条例（昭和41年西郷村条例第20号）第5条の規定によって一部負担金の額を減じている国民健康保険の被保険者については、この規則による医療費の助成をしたものとみなす。

（助成金のみなし支給）

第5条

前条第1項本文の規定にかかわらず、村長は、対象者に交付すべき助成金に相当する額を乳幼児・児童等の医療を取り扱った保険医療機関等に対し支給することができる。この場合において、当該保険医療機関等に支給する助成金に相当する額の限度において当該対象者に対し助成金を交付したものとみなす。

(受給資格の登録)

第6条

医療費の助成を受けようとする対象者は、乳幼児・児童等医療費受給資格登録申請書(様式第1号)を村長に提出し、受給資格の登録を受けなければならない。

(受給資格証の交付等)

第7条

村長は、前条の規定により登録された対象者(以下「受給資格者」という。)に対し乳幼児・児童等医療費受給資格証(様式第2号。以下「受給資格証」という。)を交付する。

2

受給資格者は、その資格を喪失したときは、速やかに受給資格証を村長に返還しなければならない。

(受給資格証の提示)

第8条

受給資格者は、保険医療機関等において乳幼児・児童等の医療を受ける場合は、当該保険医療機関等に対し受給資格証を提示しなければならない。

(助成の申請等)

第9条

助成金の交付を受けようとする受給資格者は、保険医療機関等から保険診療の証明を受けた乳幼児・児童等医療費助成申請書(様式第3号)を村長に提出しなければならない。

2

前項の申請書には、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める書類を添えて申請しなければならない。

(1) 医療保険各法の規定による高額療養費が支給される場合

高額療養費支給決定通知書又は高額療養費の積算基礎を明らかにした書類

(2)

医療保険各法の規定による高額療養費が支給されない場合で、一部負担金が21,000円以上である場合

受給資格者の医療保険に加入する世帯員全員の申請に係る月分の保険医療機関等の支払を証明する書類

3

村長は、前項の申請があったときは、その内容を審査し、当該申請に係る助成額を決定し

、助成金を申請者に交付するものとする。

(一部負担金の請求等)

第10条

第5条の規定により助成金に相当する額を保険医療機関等に支給する場合において、助成金に相当する額の一部負担金を請求しようとする保険医療機関等は、乳幼児・児童等医療費請求書(様式第4号)に乳幼児・児童等医療費連記式明細書(様式第5号)を添えて村長に提出するものとする。

2 前項の請求があったときは、第9条の規定による申請があったものとみなす。

3

村長は、第1項の請求書の提出があったときは、その内容を審査し、助成金に相当する額の一部負担金の支給額を決定し、保険医療機関等に支払うものとする。

(届出の義務)

第11条

受給資格者は、第6条の受給資格の登録に係る事項について変更があったときは、速やかに村長にその旨を届け出なければならない。

(受給資格証の譲渡又は担保の禁止)

第12条 受給資格者は、受給資格証を他人に譲渡し、又は担保に供してはならない。

(助成金の返還)

第13条

村長は、偽りその他不正な行為により助成金の交付を受けた者があるときは、その者から当該交付を受けた額の全部又は一部を返還させることができる。

(雑則)

第14条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この規則は、昭和48年10月1日から施行し、10月1日以後の診療に係る医療費から適用する。

附 則(昭和60年10月1日規則第21号)

この規則は、昭和60年10月1日から施行し、10月1日以後の診療に係る医療費から適用する。

附 則(平成元年10月1日規則第6号)

この規則は、平成元年10月1日から施行し、10月1日以後の診療に係る医療費から適用する。

附 則(平成2年9月3日規則第10号)

この規則は、平成2年10月1日から施行し、10月1日以後の診療に係る医療費から適用する。

附 則(平成7年3月27日規則第2号)

この規則は、公布の日から施行し、平成6年10月1日以後の診療に係る医療費の助成から適用する。

附 則（平成8年12月13日規則第13号）

この規則は、公布の日から施行し、平成8年4月1日以後の診療に係る医療費の助成から適用する。

附 則（平成9年10月1日規則第19号）

1 この規則は、公布の日から施行する。

2

改正後の西郷村乳幼児医療費助成に関する規則の規定は、平成9年10月1日以後の診療分について適用し、平成9年9月30日までの診療分については、なお従前の例による。

附 則（平成12年9月30日規則第20号）

1 この規則は、公布の日から施行する。

2

改正後の西郷村乳幼児医療費助成に関する規則の規定は、平成12年10月1日以後の診療分について適用し、平成12年9月30日までの診療分については、なお従前の例による。

附 則（平成13年3月26日規則第11号）

1 この規則は、公布の日から施行する。

2

改正後の西郷村乳幼児医療費助成に関する規則の規定は、平成13年4月1日以後の診療分について適用し、平成13年3月31日までの診療分については、なお従前の例による。

附 則（平成16年11月5日規則第12号）

1 この規則は、平成17年1月1日から施行する。

2

改正後の西郷村乳幼児医療費助成に関する規則の規定は、平成17年1月1日以後の診療分について適用し、平成16年12月31日までの診療分については、なお従前の例による。

附 則（平成17年3月30日規則第10号）

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成20年3月24日規則第2号）

（施行期日）

1 この規則は、平成20年4月1日から施行する。

（経過措置）

2

改正後の西郷村乳幼児・児童医療費助成に関する規則の規定は、平成20年4月1日以後の診療分について適用し、平成20年3月31日までの診療分については、なお従前の例による。

。

附 則（平成22年3月19日規則第6号）

(施行期日)

- 1 この規則は、平成22年4月1日から施行する。

(経過措置)

2

改正後の西郷村乳幼児医療費助成に関する規則の規定は、平成22年4月1日以後の診療分について適用し、平成22年3月31日までの診療分については、なお従前の例による。

附 則 (平成24年3月28日規則第3号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成24年4月1日から施行する。

(経過措置)

2

改正後の西郷村乳幼児・児童の医療費の助成に関する規則の規定は、平成24年4月1日以後の診療分について適用し、平成24年3月31日までの診療分については、なお従前の例による。

様式第1号 (第6条関係)

様式第2号 (第7条関係)

様式第3号 (第9条関係)

様式第4号 (第10条関係)

様式第5号 (第10条関係)